

2022年5月23日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2022年 税理士試験受験対策シリーズ 所得税法 理論サブノート

税法の改正に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に修正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2022年 税理士試験受験対策シリーズ

所得税法 理論サブノート（2021年8月23日第21版発行）

ISBN978-4-86486-845-7 C1034

訂正内容



の部分については、該当箇所を直接修正して下さい。



の部分については、点線に沿って切り取り、貼り付ける等してご利用

下さい。なお、規定本文中にアンダーラインが付されている箇所は、朱文字に相当する用語となります。

問題 2-9 収入金額の評価の別段の定め

P43 [3] 国庫補助金等に関する別段の定め (1) 国庫補助金等

居住者が固定資産の取得等に充てるための国庫補助金等の交付を受けた場合において、その年12月31日までにその交付の目的に適合した固定資産の取得等をしたときは、その交付を受けた国庫補助金等の額に相当する金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

問題 5-4 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

P122 [1] 内容 (1) 内容

個人が、国内において、住宅の取得等をして、これらの家屋をその住宅の取得等をした日から6月以内にその者の居住の用に供した場合において、その者がその住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有するときは、その居住年以後10年間（居住年が令和4年又は令和5年であり、かつ、居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当する場合には13年間）の各年（居住日以後その年の12月31日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）のうち、その年分の合計所得金額が2,000万円以下である年については、その年分の所得税額から次の算式により計算した住宅借入金等特別税額控除額（百円未満切捨）を控除する。

その年12月31日における住宅借入金等の合計額^(注)×0.7%＝控除額

（注）居住年が令和4年又は令和5年である場合の限度額（カッコ内は居住年が令和6年又は令和7年の場合の限度額である。）

- ① 居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当する場合
…3,000万円（2,000万円）
- ② ①以外の場合…2,000万円（2,000万円）

P122 (2) 特別特例取得の場合

削除

P123 (3) 住宅の取得等

- (2) 住宅の取得等
次に掲げるものをいう。
- ① 居住用家屋の新築等
居住用家屋の新築又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をいう。
 - ② 買取再販住宅の取得
建築後使用されたことのある家屋で耐震基準に適合するものとして一定のもの（「既存住宅」という。）のうち宅建業者が特定増改築等をした家屋で一定のものその宅建業者からの取得をいう。
 - ③ 既存住宅の取得（買取再販住宅の取得を除く。）
 - ④ 居住の用に供する家屋につき行う工事費用の額（その工事費用の額に関し補助金等の交付を受ける場合には、その工事費用の額から補助金等の額を控除した金額）が100万円を超える増改築等

P123 (4) 住宅借入金等

(4) 住宅借入金等

↓
(3)

P123 [4] 要耐震改修住宅の特例 (2) 要耐震改修住宅

(1行目)
…で耐震基準又は経過年数基準に適合するもの…

↓
削除

問題 5-6 認定住宅等に係る税額控除 (タイトル修正)

P128 [1] 住宅借入金等特別税額控除 (1) 内容

(1) 内容

個人が、国内において、**認定住宅等の新築取得等**をして、これらの**認定住宅等**をその**認定住宅等の新築取得等**をした日から6月以内にその者の居住の用に供した場合において、その者がその**認定住宅等の新築取得等**に係る**認定住宅等借入金等**の金額を有するときは、その居住年以後10年間（居住年が令和4年から令和7年であり、かつ、**認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当する場合には13年間**）の各年（居住日以後その年の12月31日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）のうち、その年分の合計所得金額が**2,000万円**以下である年については、その年分の**所得税額**から次の算式により計算した**住宅借入金等特別税額控除額**（百円未満切捨）を控除する。

$$\text{その年12月31日における認定住宅等借入金等の合計額} \times 0.7\% = \text{控除額}$$

(注) 居住年が令和4年又は令和5年である場合の限度額（カッコ内は居住年が令和6年又は令和7年の場合の限度額である。）

- ① 認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当する場合
 - (イ) 認定住宅の場合…**5,000万円 (4,500万円)**
 - (ロ) 特定エネルギー消費性向上住宅の場合…**4,500万円 (3,500万円)**
 - (ハ) エネルギー消費性向上住宅の場合…**4,000万円 (3,000万円)**
- ② ①以外の場合…**3,000万円 (3,000万円)**

(2) 認定住宅等の新築取得等

次に掲げるものをいう。

- ① 認定住宅等の新築等

認定住宅等（認定住宅（認定長期優良住宅及び低炭素建築物をいう。）、特定エネルギー消費性向上住宅及びエネルギー消費性向上住宅をいう。）の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をいう。
- ② 買取再販認定住宅等の取得

認定住宅等である既存住宅のうち**宅建業者が特定増改築等をした家屋**で一定のものその宅建業者からの取得をいう。
- ③ 認定住宅等である既存住宅の取得（買取再販認定住宅等の取得を除く。）

P128 (2) 特別特例取得の場合

削除

P129 [2] 認定住宅等新築等特別税額控除 (タイトル修正)

(1) 内容

個人が、国内において、**認定住宅等の新築等**をして、その家屋をその**認定住宅等の新築等**をした日から6月以内にその者の居住の用に供した場合には、その年分（その年分の合計所得金額が3,000万円以下である場合に限る。）の**所得税額**から、次の算式により計算した金額（百円未満切捨）を控除する。

この場合において、その控除額は**その年分の所得税額を限度**とする。

$$\left(\frac{\text{認定住宅等の標準的な費用の額 (650万円を限度)}}{\text{認定住宅等の新築等}} \right) \times 10\% = \text{控除額}$$

(2) 認定住宅等の新築等

認定住宅等（認定住宅（認定長期優良住宅及び低炭素建築物をいう。）及び特定エネルギー消費性向上住宅をいう。）の**新築**又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をいう。

P129 (2) 申告要件

(2) 申告要件
↓
(3)

P129 [3] 認定住宅の新築等

削除

問題 6-9 青色申告者の特典

P148 [4] 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例

中小事業者である青色申告者が業務の用に供した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満であるもの（その取得価額が10万円未満であるもの**及び貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。**）については、その取得価額に相当する金額を、その者のその業務の用に供した年分の**不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額**の計算上、必要経費に算入する。